# 第7回石川町農業委員会総会議事録

- 1. 招集年月日 令和元年7月18日(木) 午後1時30分
- 2. 招集場所 石川町役場 3階 正庁議場
- 3. 議案
- (1) 議案第21号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2)議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第23号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

# 出席委員

農業委員 9名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 3番 金沢 和則

4番 芳賀 正幸 5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝

7番 緑川 喜友 8番 遠藤 武重 9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 7名

11番 添田 勉 12番 藤田 浩伸 14番 近内 繁治

15番 小池 力 16番 福田 正三 17番 矢内 壮幸

18番 齋藤 英幸

欠席委員 13番 小林 富男

事務局 事務局長 佐藤 康博

庶務係長 三瓶 桂治

書 記 矢内 康裕

・議 長 本日の出席は16名です。13番小林富男委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議ないものと認め、1番角田義光委員 2番横川昌英委員を指名いたします。

- ・事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えをお願いいたします。お手元に差替え分の資料がございますので差替え願います。なお、議案第23号につきましては農地中間管理機構との書類上のやりとりで時間を要しており先に送付した議案書には記載できませんでしたが、準備が整いましたので本総会でご審議頂く必要があることから議案を追加させて頂きますのでご理解頂けますようお願いします。
- (1) 議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する 意見決定の件
- 議長 それでは議事に入ります。

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定の件を議題といたします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 (議案朗読)

只今説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告します。

- ・議 長 それでは、農地法第3条第1項番号1を調査されました金沢委員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 農地法第3条許可申請に対する現地調査の報告ということで、調査日は 令和元年7月13日土曜日、午後1時30分より。

調査担当が農業委員の私、同じく農業委員の遠藤武重さん、推進委員の 小池さん、立会人が譲受人である〇〇〇〇、譲渡人の〇〇〇〇譲受人である〇〇〇〇に委任ということで立会いしております。〇〇〇〇〇〇〇、田、511㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇、田、1,587㎡の2筆になり ます。

現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北西に約320m程いったところにあります。譲渡人は高齢であり、今後は耕作が不可能であること、さらに草刈等の管理も不可能のため、譲受人に買っていただきたいと申し出がありました。譲受人は、建設業を営むかたわら農業にも従事しており、経営規模の拡大のため、検討の結果、当該農地を買い受けることになりました。 当該農地は現在、耕作はしておりませんが、譲受人が今後、維持管理していき、将来的には耕作したいとのことです。

以上、調査の結果、当案件については問題はないものと考えます。皆様 のご審議お願いします。

・議 長 只今報告のあった農地法第3第1項番号1の件について何かご意見等ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第21号 農地法第3条第1項番 号1については承認するものと決定いたします。

#### (2) 議案第22号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 次に、議案第22号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。
  事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は一般住宅建築 を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請は第2種農地です。

- ・議 長 それでは農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した私 の代わりに、近内繁治農地利用最適化推進委員に報告を求めます。
- ・近内繁治委員 農地法第4条第1項番号1の農地転用現地確認調査の報告をします。

調査日は令和元年7月8日月曜日、午前11時より、現地において事務 局長の佐藤さん、係長の三瓶さん、委員の佐藤会長、最適化推進委員の私 の4名により、申請人〇〇〇〇は手続きを代行しております行政書士〇〇 〇〇に委任しておりますので、〇〇〇〇より話を伺いながら調査を行いま した。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇。地目が畑。面積499㎡。現況は休耕地既存住宅の進入路、駐車場、庭として利用されております。場所は〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇〇一方面へ向かい200m位先、左側道路沿いにあります。

現在の住宅は築46年が経ち老朽化が進み雨漏り、壁の剥がれ、床は何度となく補修して住んでおり傷みが激しくなっており、妻と今年成人する娘、高校2年生の娘、母と5人で住んでおりますが平屋で手狭であり娘も年頃になり部屋を与えたくて建築することとなりました。土地の選定には自己所有地の中で上水道、電気などライフラインが整備しやすい等農地ではありますが当該農地を選択いたしました。

事業計画によりますと住宅建設面積67.07㎡、駐車場25.00㎡、 法面76.64㎡、通路331.24㎡、計499㎡。敷地内は砂利敷き にて土砂の流出等の被害が及ぼさないよう措置します。生活雑排水は浄化 槽を設けて浄化の上、西側の〇〇〇〇〇〇八排水、雨水は自然浸透を 原則とします。周辺農地への分断はなく日照り、通風等周辺農地への影響 はありません。

申請農地北側に隣接する現住宅については転用せず建築されているということから顛末書が提出されており新住宅が建設された後、取り壊す事とする誓約書も提出されております。住宅の解体については、申請者〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇の解体作業に勤務しており会社が全面的に支援するということです。

以上この案件は関係機関の適切な指導、手続き、手順により問題ないよう申請されておりますので皆様の審議よろしくお願いします。

- ・議長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ご ざいませんか。
- ・金沢和則委員 雨水排水が自然浸透になっているのですが、それで本当に大丈夫なんで しょうか。この辺は私が教えるときはいつも指導が入っています。地下浸 透にするにしても通常浸透桝の設置が必要かと思います。周りに桝として のU字溝でも入れた上での地下排水なら理解できるのですが、こういった 指導は県の方で通過しないと思うのですがどうでしょうか。

- ・事務局長 ただいまの質問に答えたいと思います。現地確認の際は、代理人であります行政書士の○○○○から、○○○○○○○への流末の放流については役場都市建設課と協議の上確認をいただいているというお話がありました。地下浸透の関係ですが、現地確認の際はそこの点までは、こちらから確認はなく、またそこについての話も出ないまま現地確認を終わらせていただいているという状況です。基本的には、地盤面含めて現況の利用ということでしたので現状と大きく変わるものではないのかなという判断の元で、そこまでは確認が至っていなかったということでご報告申し上げます。
- 議長 その他何かご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議のないものと認め、議案第22号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

### (3) 議案第23号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

・議 長 次に、農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18条1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対す る意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 審議に入る前に議案第23号農地中間管理事業に係る農業経営 基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積 計画の諮問に対する意見決定の件について5番緑川委員は 当事者ですので、農業委員会等に関する法律第31条議事 参与の制限により、退室を求めます。

(緑川委員退室)

只今説明のあった農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め議案第23号農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。緑川委員の入室を認めます。

### (緑川委員入室)

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本 日の会議を閉じます。

午後1時51分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とする ため署名する。

令和元年7月18日 石川町農業委員会

議事録署名人	1番	
	2番	